

総務大臣

石田 真敏 様

国の施策等に関する 提案・要望書

(平成30年12月)

鳥取県自治体代表者会議
鳥取県地方分権推進連盟

鳥	取	県	知	事	平	井	伸	治
鳥	取	県	議	会	稲	田	寿	久
鳥	取	県	市	長	深	澤	義	彦
鳥	取	県	市	議	渡	辺	穰	爾
鳥	取	県	町	村	森	安		保
鳥	取	県	町	村	川	上		守

地方税財源の充実・強化について

《提案・要望の内容》

- 平成26年4月の消費税率の8%への引上げにより本県の地方消費税収は増加したものの、地方税と地方交付税等を合わせた一般財源では税率引上げを挟んだ5年間で逆に減少しており、景気回復も相まって税収が増加している都市部の団体との財政力格差が大幅に拡大している。このため、消費税率の10%への引上げに当たっては、地方法人課税の偏在是正と併せて、地方交付税の財政調整機能を充実・強化し、税源に乏しい地方部の団体においても必要な財源を確保すること。
- 幼児教育の無償化や高等教育の無償化に当たっては、個別団体ごとに保育所等の入所児童数や公・私比率、公立大学や私立専門学校の設置状況が異なることを踏まえ、地方交付税の算定において各団体の財政需要を的確に把握し、必要な財源措置を行うこと。
- 地方交付税の算定におけるトップランナー方式の実施に当たっては、地理的要因や人口規模によりスケールメリットが働かない地域の実情に配慮した措置を行うこと。
- 臨時財政対策債の残高が累増していることから、地方交付税の法定率引上げにより交付税原資を確保し、臨時財政対策債の縮小・廃止に努めること。
- 地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、平成32年度から「会計年度任用職員」の制度が導入され、非常勤職員に期末手当などが支給されることとなることから、これにより新たに生じる地方自治体の財政需要に対して、必要な財源措置を講じること。
- 平成30年7月豪雨及び台風24号により、県内の公共土木施設、農地・農林業用施設はもとより、観光産業等への風評被害、農作物被害等についても多くの被害が発生しており、特別交付税の配分にあたっては被災団体への特別の配慮をお願いしたい。

<参考>

○全国の地方一般財源総額（地方財政計画）

（単位：億円）

	H ²⁵	H ³⁰	増減額	増減率
地方一般財源総額	597,526	621,159	+ 23,633	+ 4.0%
（水準超経費除き）	590,026	602,759	+ 12,733	+ 2.2%

○個別団体の一般財源（H25は決算、H30は当初予算）

（単位：億円）

		H ²⁵	H ³⁰	増減額	増減率
都市部	A団体	48,442	54,850	6,408	+13.2%
	B団体	14,745	14,978	233	+ 3.3%
地方部	鳥取県	2,282	2,266	▲16	▲ 0.6%
	C団体	2,971	2,927	▲44	▲ 1.1%

（注）地方税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税及び臨時財政対策債の合計

（決算カード及び各県ホームページを基に作成。また地方消費税は清算後、交付前の数値）